

18 外部監査公表第 2 号

地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により、監査結果に対する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成 18 年 5 月 11 日

福岡市監査委員 浜 田 一 雄
同 鬼 塚 敏 満
同 竹 本 忠 弘
同 福 田 健

〔監査結果に対する措置通知文〕

総行第 7 5 3 号

平成 18 年 3 月 15 日

福岡市監査委員 浜 田 一 雄 様
同 鬼 塚 敏 満 様
同 竹 本 忠 弘 様
同 福 田 健 様

福岡市長 山 崎 広太郎

包括外部監査の結果に関する措置について

包括外部監査について、監査結果に関し講じた措置を下記のとおり地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき通知します。

記

1 監査報告と措置の件数

(1) 平成 12 年 3 月 16 日報告分(福岡市公報平成 12 年 3 月 23 日第 4772 号(別冊 2)公表分)

福岡市下水道事業について 3 件

(2) 平成 14 年 3 月 19 日報告分(福岡市公報平成 14 年 4 月 15 日第 4968 号(別冊)公表分)
市税の課税事務等の執行状況について 2 件

(3) 平成 15 年 3 月 31 日報告分(福岡市公報平成 15 年 4 月 17 日第 5063 号(別冊)公表分)
環境局所管の廃棄物処理行政及び環境保全対策に関する財務事務の執行について 2 件

福岡市が出資している団体のうち、財団法人くらしの環境財団、株式会社都市環境、株式会社福岡クリーンエナジー及び財団法人福岡県環境保全公社に関する出納その他の事務の執行について 1 件

包括外部監査の結果報告書に添えて提出する意見書関連 2 件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

第1 平成12年3月16日報告分(福岡市公報平成12年3月23日 第4772号(別冊2)公表分)
 下水道事業

監査の結果	措置の状況
<p>1 事務監査 5 - (1) 特命により特定の業者と契約を行うためには、業務を履行することが可能なものが一者しかいないことを客観的に証明しておく必要があるように思う。 (管理課)</p>	<p>本市下水道事業における各水処理センター等の機器運転保守業務委託については、し尿収集業者の転廃業対策を基本としながら、「経験と知識を必要とする」業務の特殊性から、特命随意契約としている。 このため、毎年の契約前に、「水量」「水質」「施設」「周辺状況」等による各水処理センター運転操作の独自性や相違点を取りまとめ、業務の特殊性を明確にすることとした。</p>
<p>5 - (2) 各水処理センターにおいて独自の微妙な運転操作が必要となることを特命の理由としているが、そのためには業務の独自性を客観的データに基づいた根拠資料として整備しておくことが望まれる。 (管理課)</p>	<p>本市下水道事業における各水処理センター等の機器運転保守業務委託については、し尿収集業者の転廃業対策を基本としながら、「経験と知識を必要とする」業務の特殊性から、特命随意契約としている。 このため、毎年の契約前に、「水量」「水質」「施設」「周辺状況」等による各水処理センター運転操作の独自性や相違点を取りまとめ、業務の特殊性を明確にすることとした。</p>
<p>9 - (1) リサイクル事業としての重要性と事業コストの両面を考慮に入れ、コンポスト事業の存続の可否について十分に検討することが必要と思われる。 (管理課)</p>	<p>コンポスト事業のあり方については、下水汚泥の安定処分の必要性とリサイクル事業としての重要性を考慮し、16年度において「新西部水処理センターが稼働するまでは、現行体制である公社方式によるコンポスト事業を継続する。なお、今後のコンポスト事業のあり方については、現有施設が機能する限りは継続する方向で進めながら総合的に検討を行い、新西部水処理センター稼働前までを目途に判断する。」という取組方針を定めたところである。 今後とも、さらなる経営努力を行い、コンポスト化コストの縮減に努めていく。</p>

第2 平成14年3月19日報告分(福岡市公報平成14年4月15日第4968号(別冊)公表分)

市税の課税事務等の執行状況について

監査の結果	措置の状況
<p>5. 滞納整理及び滞納処分について</p> <p>執行停止を行う基準については、市税滞納整理要綱に示されているが、より明確に定めることで「滞納処分をすることができる財産がない」ことを速やかに判断できれば、滞納整理事務をかなり効率化することができると思われる。</p> <p style="text-align: right;">(指導課)</p>	<p>平成 15 年度に「滞納処分の執行停止事務要領」を作成し、「滞納処分をすることができる財産がない」状況と判断する際の具体的な基準を明確にしている。</p>
<p>回収の見込みは殆どないと認められるものについても、地方税法第 15 条の 7 第 1 項 1 号「滞納処分をすることができる財産がないとき」に該当する状況と推測されるが、更に、調査の必要があるとして、滞納処分の執行停止はされていなかった滞納者がかなりあることから、平成 3 年 4 月作成の『市税滞納整理要綱』の見なおしを検討し、調査内容を具体的に明確にすることも必要ではないかと思われる。</p> <p style="text-align: right;">(指導課)</p>	<p>平成 15 年度に「滞納処分の執行停止事務要領」を策定し、財産調査の判断基準をより明確にして事務効率の向上を図っている。</p> <p>ただし、特に高額滞納分については事案が複雑なため、実態調査及び財産の調査事項も複雑となり、調査基準のみにて単純にその適否が判断できず、適正な執行停止を行うためには更なる調査が必要なケースもある。</p>

第3 平成15年3月31日報告分(平成15年4月17日付 福岡市公報第5063号(別冊) 公表分)

1 環境局所管の廃棄物処理行政及び環境保全対策に関する財務事務の執行について

監査の結果	措置の状況
<p>東部事業所及び西南部事業所の収集量10kg 当り年間事業所人件費について</p> <p>西南部事業所は10Kg 当り562円、東部事業所は631円である。収集運搬許可業者が収集する事業系ごみの定期収集の収集運搬料金上限額は137円/10Kgであり、これと比較するとかなり高い状況となっている(10Kgは50L(リットル)相当)。事業系ごみ許可業者のエリア収集と直営の拠点収集では、作業効率・収集量ともに必然的に差があるものであり、単純比較はできないであろうが、4倍のコスト差があり、効率性の再検討が必要である。</p>	<p>市の施設から出るごみの収集運搬については、廃掃法の規定の「事業者が排出するごみは自己処理が原則」等により、直営で市域を3分割して行っており、市の施設に対する、ごみ減量・リサイクルに係る指導、啓発の必要性や災害・緊急時等(委託業者の倒産等の事故)に対応していくためにも、直営部門は必要と考えている。</p> <p>民間との比較については、学校等の環境学習支援業務など、民間にはない業務を行っており、エリア収集と拠点収集の違いもあり、単純に比較はできない。また、事業所間のコストの差については、新たに公民館収集や地域リサイクルステーション等の資源物収集など、収集箇所を増やすことによりコストの差を縮め、また、効率的な収集運搬を行うため、それぞれの事業所の収集区域を見直し、それぞれの収集箇所、収集量の均衡化を図り平成17年度から実施することとした。</p>
<p>東部工場、南部工場、西部工場、臨海工場における焼却灰運搬業務委託について</p> <p>設備、器材、人員、財政基盤、相当の経験を有していることが挙げられているが、この理由だけからは、同様な条件を具備する他業者がいるのであれば、競争入札によることが可能であるから、特命の理由にはならない。したがって、特命理由は「福岡市の指導により設立された会社」であることによると考えられる。しかしこの設立時の福岡市の指導については、書類等は存在せず、内容は不明</p>	<p>当該委託業務のあり方については、業務の実態及び学識経験者等の外部専門家の意見も踏まえ各工場の当該業務を年次的に特命随意契約から競争入札へ移行することとした。</p>

であった。内容不明なものを特命随意契約理由に掲げることは妥当とは言えない。	
---------------------------------------	--

2 福岡市が出資している団体のうち、財団法人福岡市くらしの環境財団，株式会社都市環境，株式会社福岡クリーンエナジー及び財団法人福岡県環境保全公社に関する出納その他の事務の執行について

監査の結果	措置の状況
<p>(1) 財団法人 福岡市くらしの環境財団 (財)福岡市くらしの環境財団における福利厚生費について</p> <p>職員親睦旅行に対する財団負担支出 3,543 千円があり当該旅行日が業務日にあたる場合、これを臨時的雇用職員を含め出勤扱いとしている。また、全国清掃公社協議会の親睦ソフトボール大会に参加するための宮崎市までの運賃等の負担金 446 千円がある。職員親睦旅行日の出勤日扱いや旅費の負担は福岡市 100%出捐の財団としては見直すべきである。</p>	<p>財団法人くらしの環境財団における社員親睦旅行日の出勤扱いや旅費の負担について検討するよう、文書等により要請した。</p> <p>なお、財団法人福岡市くらしの環境財団では、親睦ソフトボール大会については、他都市職員との情報交換や親睦の場として参加してきたが、他都市職員との情報交換等は他の方法で行えるため、平成 15 年度から参加していない。</p> <p>また、職員親睦旅行の実施にあたっては、平成 15 年度から出勤日扱いをやめ、旅行費用についても財団、共済金、職員がそれぞれ負担している。</p> <p>職員親睦旅行を含めた財団職員の福利厚生のあるり方については、財団としても改善を図っていくが、市の指針が示されるのであれば、これに基づいていきたいと考えている。</p>

3 包括外部監査の結果報告書に添えて提出する意見書関連 廃油中継所の廃止に関して

<p>油中継所は、多くの中小零細企業から発生する少量の廃油の回収のために設置されているが、小口搬入先は 34 社程度しかなく、設置目的に照らして機能していない。また、費用対効果の観点からも問題があり、廃油中継所の廃止を検討すべきである。</p>	<p>近年では、民間レベルでの廃油の回収ルートが確立し、廃油中継所への搬入業者及び廃油受入量が激減するとともに廃油の不法投棄も殆ど発生しなくなった。</p> <p>今後も需要拡大は見込まれずまた、費用対効果の観点からも当該事業を継続する意義が極めて乏しいため、平成 16 年度末をもって廃油中継所を廃止する方針決定を行った。</p>
--	--

びん・ペットボトルの中継保管受託業務について

クリーンパーク東部内に，公募入札により，選別施設の建設を検討することが必要である。

クリーンパーク東部内に選別施設を建設することについて検討を行った。クリーンパーク東部内での公募入札による選別施設の建設を行う場合，施設の減価償却年数程度の長期委託期間を提示する必要があるが，現在，容器包装リサイクル法の改正が検討されており，その結果によっては収集・選別について自治体ではなく，事業者が自ら行うこととなる可能性もあるため，長期委託期間を保障できない状況である。

このため，当面は現行の体制を継続することとし，公募による個別施設の建設は行わない。